

# となみ療護園横迎町ホームのご案内

社会福祉法人 明和会



住所 〒035-0033 青森県むつ市横迎町一丁目13番18号  
 TEL (0175) 33-2282  
 FAX (0175) 33-2283  
 E-mail tonami@tonami.or.jp

法人の理念  
 「共生社会の実現」

## 1 事業運営体制

### 共同生活援助事業所（常時介護支援が可能な居住の場）

日中サービス支援型共同生活援助（障害者グループホーム）[定員9名]  
 短期入所 [定員1名]

### 居宅介護事業所（ホームヘルパーの派遣）

居宅介護（身体介護、家事援助、通院介助）  
 重度訪問介護、同行援護  
 移動支援【市町村委託事業】

### 相談支援事業所（支援計画の作成・福祉相談の窓口）

計画相談支援  
 相談支援事業【市町村委託事業】



以上3つの事業運営体制により地域生活支援拠点として次の機能整備を推進します。

- ①障害福祉サービスの体験
- ②地域との交流の機会
- ③地域社会福祉の体制づくり
- ④相談の専門的な対応
- ⑤緊急時の対応受け入れ（福祉避難所としても）



## 2 建物設備の概要

敷地面積	2470 m <sup>2</sup>	床面積	570 m <sup>2</sup>	構造	木造平屋建 1棟
------	---------------------	-----	--------------------	----	----------

居室	10室（全室1人部屋 居室面積19.8m <sup>2</sup> ） 冷暖房エアコン、ケアサポートトイレ、油圧式昇降洗面台、収納棚、電動昇降ベッド、 コールプザーボタン並びにマイクスピーカー、インターネット接続 LAN 配線、電動昇降物干し
----	---

食 堂	床暖房及び冷暖房エアコン、大型テレビ
浴 室	床暖房、個浴型介護浴槽（一人でも入浴可能な機械浴槽）
脱 衣 室	床暖房、整容洗面所、電動昇降物干し
洗 濯 室	全自動洗濯乾燥機、汚物流し、清掃用シンク
多 目 的 室	冷暖房エアコン、アコーディオンカーテンにより3分割可能
消 防 設 備	スプリンクラー装置、自動火災通報装置、

### 3 障害福祉サービスのご案内

#### — 日中サービス支援型共同生活援助 —

住まいの場として日常生活上の援助を提供します。

##### 【ご利用要項】

事業所の基本方針	重度の障害者等に対して、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況等に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。											
対象者	障害者 18歳以上65歳未満（入居中に65歳を迎えても引き続きご利用になれます）											
利用手続	当ホームへご相談ください。											
利用の費用額	福祉サービス（訓練給付費）の1割が利用者負担額ですが、所得に応じて月額上限額が設定されます。（市町村民税非課税世帯の場合は負担はありません） この他に基本的な実費負担として <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>家賃</td> <td>（月額）</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>（月額）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食費</td> <td>朝食と夕食</td> <td>（月額） 18,000円</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>（1食につき） 300円</td> </tr> </table> <p>但し、特定障害者特別給付費対象者は月額10,000円の家賃補助（補足給付）があります。（この場合の一例として、昼食31回の計算で実費負担合計金額は、月額57,300円です） 個人で使用消費するものはご自身で購入お支払いとなります。</p>	家賃	（月額）	30,000円	光熱水費	（月額）	10,000円	食費	朝食と夕食	（月額） 18,000円	昼食	（1食につき） 300円
家賃	（月額）	30,000円										
光熱水費	（月額）	10,000円										
食費	朝食と夕食	（月額） 18,000円										
	昼食	（1食につき） 300円										
入居時に必要な書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス受給者証</li> <li>・ 障害を認定する手帳（身体障害者手帳等お持ちの方）</li> <li>・ 健康保険被保険者証（お持ちの方）</li> <li>・ 重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方）</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ その他ご本人が必要とするもの（大きなものは事前にご相談ください）</li> </ul>											

##### 【障害福祉サービスの概要】

サービス提供体制は常時（24時間年中無休）の体制です。日中サービスを利用するために生活介護等事業所へ通所することもできます。

- ① 共同生活援助計画の作成
- ② 利用者に対する相談
- ③ 食事の提供
- ④ 健康管理（服薬管理・通院援助）
- ⑤ 金銭管理の援助
- ⑥ 余暇活動の支援
- ⑦ 緊急時の対応
- ⑧ 日中、夜間を通して必要な支援
- ⑨ 日中活動の場等との連絡調整
- ⑩ 財産管理等の日常生活に必要な援助



浴室



居室

## — 短期入所 —

緊急時の対応の受け入れや共同生活援助の体験の場としてご利用ください。

### 【ご利用要項】

対 象 者	障害者 65歳未満（原則）															
利 用 手 続	当ホームへご相談ください。															
利 用 の 費 用 額	<p>ご利用介護給付費サービスの1割が利用者負担額ですが、所得に応じて月額上限額が設定されます。（市町村民税非課税世帯の場合は負担はありません） この他に基本的な実費負担として</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">食事提供にかかる材料費の部分</td> <td style="text-align: center;">朝食（1食につき）</td> <td style="text-align: right;">290円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">昼食（1食につき）</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">夕食（1食につき）</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">食事提供にかかる人件費の部分 （市町村民税非課税世帯の場合は負担はありません）</td> <td style="text-align: center;">（日額）</td> <td style="text-align: right;">480円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">光熱水費</td> <td style="text-align: center;">（日額）</td> <td style="text-align: right;">330円</td> </tr> </table> <p>個人で使用消費するものはご自身で購入お支払いとなります。</p>	食事提供にかかる材料費の部分	朝食（1食につき）	290円		昼食（1食につき）	300円		夕食（1食につき）	300円	食事提供にかかる人件費の部分 （市町村民税非課税世帯の場合は負担はありません）	（日額）	480円	光熱水費	（日額）	330円
食事提供にかかる材料費の部分	朝食（1食につき）	290円														
	昼食（1食につき）	300円														
	夕食（1食につき）	300円														
食事提供にかかる人件費の部分 （市町村民税非課税世帯の場合は負担はありません）	（日額）	480円														
光熱水費	（日額）	330円														
利 用 す る 時 に 持 っ て 来 る も の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス受給者証</li> <li>・ 障害を認定する手帳（身障害者手帳、愛護手帳等お持ちの方）</li> <li>・ 健康保険被保険者証（お持ちの方 コピーOK）</li> <li>・ 重度心身障害者医療費受給者証（交付されている方 コピーOK）</li> <li>・ 印鑑</li> <li>・ 洗面具など身の回りの日用品、上履き、衣類</li> <li>・ その他ご本人が必要とするもの（大きなものは事前にご連絡ください）</li> </ul>															

### 【障害福祉サービスの概要】

サービス提供体制は常時（24時間年中無休）の体制です。

#### ① 日常生活の支援

ア 食事の提供（食材料費は別途いただきます。）

・ご本人の身体の状態を考慮した食事の提供を行います。基本献立に関しては、医師による指示や栄養士による摂取管理がある場合には個別対応します。

イ 入浴又は清しき

・入浴・清しきは、ご本人の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴することが困難な場合には清しきを行うなど適切な方法で実施します。

ウ 排せつ

・ご本人の心身の能力を最大限活用し、排せつの自立に向けた支援を行います。

エ 着脱衣、整容

#### ② 生活相談

#### ③ 健康管理

ア 医療

・ご本人に病状の急変が生じた場合は、協力医療機関への連絡など必要な措置を講じます。

イ 服薬の支援

送迎については、原則としてご家族等をお願いしていますが移動困難な場合など特別な事情の場合は、ご自宅と施設の区間に限り送迎を行います。送迎範囲はむつ市内とします。



## — 居宅介護、重度訪問介護、同行援護（とらみホームヘルプサービス） —

居宅において介護、家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

### 【ご利用要項】

対 象 者	障害者、原則65歳未満、（サービス別に対象要件があります）
利 用 手 続	当ホームへご相談ください。
利 用 の 費 用 額	ご利用介護給付費サービスの1割が利用者負担額ですが、所得に応じて月額上限額が設定されます。（市町村民税非課税世帯の場合は負担はありません） 2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の負担額をいただきます。 通院等介助の際に自宅から病院までの介護輸送サービスについては15分毎につき100円の運賃を設定しています。（当事業所は一般乗用旅客自動車運送事業認可事業所です）
利 用 す る 時 に 必 要 な も の	・ 障害福祉サービス受給者証 ・ 印鑑 ・ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気の使用を含む） ・ その他ご本人が必要とするもの
サ ー ビ ス 提 供	サービス提供時間 8:00～18:00

### 【障害福祉サービスの概要】

サ ー ビ ス 区 分	サ ー ビ ス 内 容
居宅介護	<b>身 体 介 護</b> 対象者：障害支援区分1以上の障害者 ご家庭に訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。 ○ 入浴の介助や清しき（体をふく）や洗髪など ○ 排せつの介助、おむつ交換 ○ 食事の介助 ○ 衣服の着脱の介助 ○ その他必要な身体介護（医療行為はできません。）
	<b>家 事 援 助</b> 対象者：障害支援区分1以上の障害者 ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。 ○ 利用者の食事の用意 ○ 利用者の衣類等の洗濯 ○ 利用者の居室の掃除や整理整頓 ○ 利用者の日常生活に必要な物品の買い物 ○ その他関係機関への連絡など必要な家事
	<b>通院等介助 （身体介護を伴う場合）</b> 対象者：障害支援区分2以上で身体介助が必要であると認定されている障害者 通院等の外出のために必要な介助を行います。 ○ 病院へ通院するための介助 ○ 公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れるための介助
	<b>通院等介助 （身体介護を伴わない場合）</b> 対象者：障害支援区分1以上の障害者 （その他同上）
<b>重 度 訪 問 介 護</b> 対象者：重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者 居宅において日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。 ○ 身体介護、家事援助、外出時における移動中の介助 ○ 介護等に関する相談・助言その他生活全般にわたる援助	
<b>同 行 援 護</b> 対象者：視覚障害により移動に著しい困難を有する方等（障害支援区分2以上） 居宅において日常生活、社会生活を営むことができるよう援助します。 ○ 外出時における移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ○ 外出時における移動時や外出先において必要な移動の援護 ○ 外出時における排泄・食事等の介護のほか外出する際に必要となる援助	

※ その他必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上の相談助言を行います。